

宮城地方最低賃金審議会の意見に関する公示

宮城労働局一般公示第4号

令和5年8月7日宮城地方最低賃金審議会から宮城県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項及び第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、宮城県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項及び第12条の規定に基づき令和5年8月22日までに宮城労働局長あて（仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎内）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和5年8月7日

宮 城 労 働 局 長 竹 内 聡

記

宮城県最低賃金の改正決定に係る宮城地方最低賃金審議会の意見の要旨

宮城県最低賃金を次のように定めること

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間923円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

写

令和5年8月7日

宮城労働局長
竹内 聡 殿

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏

宮城県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月5日付け宮労発基 0705 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

なお、次の事項について、政府に対し要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、賃上げの原資を確保するための生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種助成金を受給し、賃上げを実現できるように、支援のより一層の強化を求めるとともに、業務改善助成金等については、小規模事業場等が利用しやすくなるよう、より一層の実効性のある支援を拡充し、周知徹底による活用促進に取り組むこと。
- 2 加えて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業への優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化、赤字法人の賃上げ促進にもつながる更なる施策の追加及び周知徹底による活用促進に取り組むこと。
- 3 さらに、価格転嫁については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組をより一層、推進すること。

記

写

宮城県最低賃金について次のとおり改正すること。

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間923円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり